

吹田市社会福祉連携推進法人指導監査要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第144条による準用後の法第56条第1項の規定に基づき、連携推進法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた連携推進法人として遵守すべき事項について調査、指導及び助言（以下「指導監査」という。）をすることにより、適正な法人運営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、前条の目的を達成するため、連携推進法人の運営及び経営が自主的かつ自律的に行われることに配慮しつつ、必要に応じて実施するものとする。

(対象)

第3条 指導監査の対象は、本市が所管する連携推進法人とする。

(実施体制)

第4条 指導監査は、福祉部福祉指導監査室の職員が、所属長の指示を受け実施するものとする。

- 2 指導監査は、原則として2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として主査相当職以上の職にある者で実施するものとする。
- 3 所属長は、指導監査をより効果的に実施するため、必要に応じて専門知識を有する者を指導監査に同行させることができる。

(定義)

第5条 この要領において、指導監査とは、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

(1) 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする連携推進法人及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

(2) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する連携推進法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(関係室課との連携)

第6条 指導監査の実施に当たっては、関係室課と指導監査対象に係る情報交換を密にする等、相互に連携を図り協力して行う。

(実施方針・実施計画)

第7条 指導監査の実施方針及び実施計画は、国の実施方針等を考慮して、毎年度策定するものとする。

(指導監査事項)

第8条 対象連携推進法人に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営に関する事項
- (2) 業務に関する事項
- (3) 人事管理に関する事項
- (4) 資産管理に関する事項
- (5) 会計管理に関する事項
- (6) その他法人運営又は法人経営に関し必要と認める事項

(報告書等の提出)

第9条 対象連携推進法人に対しては、毎年6月末日又は本市が指定する期日までに現況報告書等指定する書類の提出を求めるものとする。

(実地指導監査の実施)

第10条

(1) 毎年度連携推進法人から提出される報告書類により連携推進法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。

(2) (1)にかかわらず、連携推進法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人であって、会計監査人等の作成する会計監査報告が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、認定所轄庁(法第139条第1項に規定する認定所轄庁をいう。以下同じ。)が毎年度連携推進法人から提出される報告書類(独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書として後述する書類を含む。)を勘案の上、当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ(2)の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人(以下「会計監査人設置連携推進法人」という。)が会計監査人による監査を受けたとき又は会計監査人を設置していない連携推進

法人が会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）を受けたとき、これらの連携推進法人は、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告（以下「独立監査人の監査報告書」という。）及び監査の実施概要や監査の過程で発見された内部統制の重要な不備等を記載した報告書（以下「監査実施概要及び監査結果の説明書」という。）を会計監査人等から受領するものとする。

※ 独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書の作成の具体的方法及び留意事項等については、別途日本公認会計士協会において策定する社会福祉連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱いに係る実務指針によること。

ア 連携推進法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合は5年に1回とすることができる。

イ 会計監査人を設置していない連携推進法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合5年に1回とすることができる。

(3) 新たに認定を受けた連携推進法人に対する一般監査については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に実施する。

(4) 連携推進法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度連携推進法人から提出される報告書類の内容から当該連携推進法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(指導監査事項の省略等)

第11条 次の各号に該当する場合には、対象連携推進法人に対する指導監査事項の省略をすることができるものとする。

(1) 会計監査人設置連携推進法人又は会計監査人による監査に準ずる監査を実施している対象連携推進法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、計算関係書類、財産目録、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を確認した上で、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。

(2) (1)の会計監査を受けている連携推進法人に対する指導監査を実施するに当たっては、「指導監査ガイドライン」のⅠ「組織運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書の内容を活用し、効率的な実施を図るものとする。

(指導監査の方法)

第12条 一般監査は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施日の概ね3週間前までに指導監査を実施する対象連携推進法人に、実施日時その他必要な事項を通知する。
 - (2) 関係書類をもとに、対象連携推進法人の運営及び経営等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地で確認することにより行う。
- 2 一般監査の実施に当たり、第9条に規定された現況報告書以外に、対象連携推進法人に対し事前に資料の提出を求めることができる。
 - 3 特別監査については、実施の都度、その方法を定めるものとする。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、関係法令等に基づき随時に、指導監査を実施することができる。

(実施上の留意点)

第13条 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

(講評)

第14条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、関係当事者に対して行うものとする。

(指導監査結果の通知)

第15条 指導監査の結果は、対象連携推進法人の長に対し文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第16条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、期限を指定して当該対象連携推進法人から文書により改善報告書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の改善報告書に基づき継続して運営指導を行う必要がある場合は、その都度改善・是正措置を講ずるものとする。

(関係行政機関の協力)

第17条 指導監査の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関の協力を求めるものとする。

- 2 指導監査の過程において、本市が処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、対象連携推進法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、対象連携推進法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

(庁内連携)

第18条 指導監査の円滑な実施とその実効を期するため、庁内連携の強化を図るものとする。

(情報の開示)

第19条 指導監査に関する情報は、対象連携推進法人によって提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するため、個人情報に係る事項等、法令により非公開とされている場合を除き、その開示に努める。

(要領の適用除外等)

第20条 他の要綱又は要領等に定めのある指導監査、検査並びに指導及び監査の実施については、その要綱又は要領等の定めるところとする。

2 連携推進法人の指導監査について、この要領に定めのない事項は、国要綱に定めるところによる。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。